

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度				
設計年月	令和 年 月				
予算科目	款	項	目	節	
工事場所	京都市南区西九条森本町他 地内				
路線名又は河川名等					
工事名	舗装道補修工事(十条通)				
工期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで				
事業課(所)名	南部土木みどり事務所	単価使用年月	令和 年 月		
工事番号		歩掛適用年月	令和 年 月		
変更回数		基準適用年月	令和 年 月		
主工種		単価地区			
前払金支出		調整区分			

京都市 建設局

チェック欄

工事概要

工事延長			m	286	
路面切削工	m2	129	舗装打換え工	m2	1,660
切削オーバーレイ工	m2	1,360	排水性舗装工	m2	3,146
排水構造物工	式	1	区画線工	式	1

施工理由

本工事は、主要市道 京都環状線(十条通)において、舗装の老朽化によるクラック、剥離、わだちが多数発生しており、車両の通行に支障をきたしていることから、舗装道補修を行うとともに、排水性舗装とすることで、安全で快適な車両通行の確保を図るものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年7月	
歩掛適用年月	2025年7月	
基準適用年月	2025年7月	
単価地区	2601: I地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	06:舗装工事	
施工地域等補正	大都市（2）	1.5
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	大都市（2）	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

設計内訳書 (本01)

工事名	舗装道補修工事(十条通)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
道路修繕		式	1				
道路土工		式	1				
掘削工		式	1				
掘削 夜間	土質:土砂,施工方法:ホブソット,押土:無し,障害: 無し,施工数量:5,000m3未満	m3	180				(概)
残土処理工		式	1				
土砂等運搬 夜間	土質:土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m3	180				(概)
残土等処分 夜間		m3	180				
舗装工		式	1				
路面切削工		式	1				
路面切削 夜間	施工区分・平均切削深さ:全面切削6cmを超え12cm 以下,段差すりつけ撤去作業:有り	m2	129				
舗装打換え工		式	1				
舗装版切断 夜間	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装厚:100mm	m	64				(概)
舗装版切断 夜間	舗装版種別:アスファルト舗装版,舗装厚:250mm	m	320				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	舗装道補修工事(十条通)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
舗装版破碎 騒音振動対策有 街渠柵上部改修箇所	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:20cm	m2	8				(概)
舗装版破碎(急速施工) 騒音振動対策有 夜間	舗装版種別:アスファルト舗装版, 舗装版厚:15cm	m2	1,660				舗装版のみの打換え, すりつけ有
殻運搬 As殻(掘削) 夜間	殻種別:舗装版破碎	m3	241				(概)
殻処分 As殻(掘削) 夜間	殻種別:アスファルト殻	m3	241				
不陸整正 街渠柵上部改修箇所	補足材無	m2	8				(概)
上層路盤 街渠柵上部改修箇所	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格:再生瀝青安定処理材(25), 仕上り厚:100mm	m2	8				(概)
基層 街渠柵上部改修箇所	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	8				(概)
表層 街渠柵上部改修箇所	材料種類:再生粗粒度アスコン(20), 舗装厚:50mm, 平均幅員:1.4m未満(1層当り平均仕上り厚50mm以下)	m2	8				(概)
上層路盤 急速施工(不陸整正(補足材無)含む) 夜間	路盤材種類:路盤材(瀝青安定処理材各種), 路盤材規格:再生瀝青安定処理(25) 2.35/m3, 仕上り厚:150mm	m2	1,660				舗装版のみの打換え, すりつけ有
基層 急速施工 夜間	材料種類:各種(2.30以上2.40t/m3未満), 材料規格:再生粗粒度アスファルト混合物(20) 2.35t/m3, 舗装厚:50mm, 平均幅員:3.0m超	m2	1,530				舗装版のみの打換え, すりつけ有
切削オーバーレイ工		式	1				
切削オーバーレイ 基層 夜間	平均切削深さ:7cmを超え12cm以下, 舗設層数:一層, 段差すりつけ区分:設置撤去, アスファルト材料種類(一層):各種	m2	1,360				
殻運搬(路面切削) As殻(切削) 夜間	殻種別:As殻	m3	149				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	舗装道補修工事(十条通)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
殻処分 As殻(切削) 夜間	殻種別:アスファルト殻	m3	149				
排水性舗装工		式	1				
表層(車道・路肩部) 導水パイプ有 夜間	材料種類:ポラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:50mm, 平均幅員:2.4m以上, 導水パイプ有	m2	3,020				各種(2.00以上2.10t/m3未満)
表層(車道・路肩部) 導水パイプ無 夜間	材料種類:ポラスアスファルト混合物(13), 舗装厚:50mm, 平均幅員:2.4m以上, 導水パイプ無	m2	126				各種(2.00以上2.10t/m3未満)
排水構造物工		式	1				
街渠版工		式	1				
街渠版(Ⅱ型) 一般部・段差部	18-8-40(高炉)	m	20				(概)
集水柵・マンホール工		式	1				
街渠柵上部改修	18-8-25(20)(高炉), 鋼製グレーチング110°開閉(T-25, 400×500用)	箇所	19				(概)
縁石工		式	1				
縁石工		式	1				
歩車道境界ブロック 一般部	ブロック規格:セミフラットA種(600mm以下, 50kg未満, 1.65 個/m)	m	13				(概)
歩車道境界ブロック 段差部	ブロック規格:セミフラットA種(600mm以下, 50kg未満, 1.65 個/m)	m	2				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	舗装道補修工事(十条通)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
歩車道境界ブロック 一般部	ブロック規格:セミフラットB種(600mm以下, 50kg未満, 1.65個/m)	m	29				(概)
区画線工		式	1				
区画線工		式	1				
溶融式区画線 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:実線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	m	580				(概)
溶融式区画線 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:破線 15cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	m	220				(概)
溶融式区画線 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:セグアラ 30cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	m	32				(概)
溶融式区画線 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:セグアラ 45cm, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	m	64				(概)
溶融式区画線 最高速度(50) 黄色 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	箇所	2				(概)
溶融式区画線 転回禁止 黄色 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	箇所	2				(概)
溶融式区画線 直進矢印 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	箇所	1				(概)
溶融式区画線 直進左折矢印 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	箇所	1				(概)
溶融式区画線 右折矢印 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	箇所	1				(概)
溶融式区画線 直進予告矢印 夜間	施工方法区分:溶融式手動, 規格・仕様区分:矢印・記号・文字 15cm換算, 塗布厚:厚1.5mm, 排水性舗装:有り	箇所	1				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	舗装道補修工事(十条通)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
溶融式区画線 直進左折予告矢印 夜間	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	1				(概)
溶融式区画線 右折予告矢印 夜間	施工方法区分:溶融式手動,規格・仕様区分:矢印・ 記号・文字 15cm換算,塗布厚:厚1.5mm,排水性舗装 :有り	箇所	1				(概)
道路附属施設工		式	1				
道路附属物工		式	1				
道路鋸 再利用設置 夜間	道路鋸規格:両面反射,幅30cm,施工区分:大型鋸, 施工規模:30個以上	個	55				(概)
車線分離標 夜間	車線分離標規格:H=800,施工区分:可変式(穿孔式・ 1本脚),施工規模:30本以上	本	39				(概)
構造物撤去工		式	1				
構造物取壊し工		式	1				
コンクリート構造物取壊し	構造物区分:無筋構造物,工法区分:機械施工	m3	21				(概)
コンクリート削孔 さく岩機 夜間	100mm以上200mm未満	孔	6				(概)
道路附属施設撤去工		式	1				
道路鋸撤去 夜間	施工区分:穿孔式,施工規模:30個以上	個	55				(概)
車線分離標撤去 夜間	施工区分:穿孔式(1本脚),施工規模:30本以上	本	39				(概)

設計内訳書 (本01)

工事名	舗装道補修工事(十条通)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
運搬処理工		式	1				
殻運搬	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	21				(概)
殻処分	殻種別:コンクリート殻(無筋)	m3	21				
現場発生品運搬	発生材種類:街渠樹蓋	t	0.5				(概)
スクラップ	へび [°] -H2	t	-0.5				
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	B	人日	42				
交通誘導警備員 夜間	B	人日	144				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工		式	1				
概略発注工 概略発注工を除く直接工事費の 16.5%以内		式	1				(概)を参照

設計内訳書（本01）

工事名	舗装道補修工事(十条通)				事業区分 工事区分	道路維持・修繕 道路修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
運搬費		式	1				
建設機械運搬費		台	2				
技術管理費		式	1				
3級基準点測量 成果検定費含む	トータルステーション150点未満	点	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 舗装道補修工事(十条通)
工事場所 京都市南区西九条森本町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評定の考査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（京都市建設局検査書類限定型工事の検査の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局検査書類限定型工事の検査試行要領（令和7年7月）」に基づく対象工事として、検査を試行することができる。
- 2 工事の書類検査は、検査時（完成・既済部分・中間）において、下記の8分類に限定して行うことを原則とする。

①施工体制	⑤ 出来形図書
②施工計画	⑥ 打合せ簿
③工事材料資料の確認及び品質規格証明書類	⑦ 工事写真
④品質管理	⑧ 電子納品

- ※1）上記8分類以外の書類も、従来どおり全て監督職員へ提出すること。
- ※2）検査時に、限定型工事の検査対象書類のみを抜粋するといった、取りまとめを行う必要はない。
- ※3）以下の工事は書類限定検査の対象外とする。
 - ア 低入札価格調査の対象となった工事
 - イ 当該工事で法令遵守等に係る減点対象行為があった場合（工事成績採点の考査項目の考査項目別運用表参照）

- 3 検査職員が追加書類を求める場合は、上記8分類以外の追加書類の提出を併せて受注者に通知する。
- 4 実地検査（現場）においては、出来形を確認できる資料を準備すること。
- 5 実施状況や改善点等を把握するためのアンケート調査がある場合には協力すること。

第5条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

- ※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第6条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

施工箇所に警察署が隣接しているため、緊急車両の通行を最優先とし、妨げないこと。

第7条（施工時間）

施工時間は、下記工種以外は昼間施工とする。ただし、所轄警察署等との協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	種別	細別	標準作業時間	備考
道路土工			21時00分～6時00分	
舗装工			21時00分～6時00分	
区画線工			21時00分～6時00分	
道路付属施設工	道路付属物工	道路鋏	21時00分～6時00分	
		車線分離標	21時00分～6時00分	
構造物撤去工	構造物取壊し工	コンクリート削孔	21時00分～6時00分	
	道路付属施設撤去工	道路鋏撤去	21時00分～6時00分	
		車線分離標撤去	21時00分～6時00分	

第8条（工事規制）

- 1 本工事施工箇所は、京都市道路工事調整会規約施行細則第17条に掲げる工事規制のうち、次の各号の規制種別に係る規制路線及び地域内であることから、同条に基づく規制期間及び規制内容を遵守しなければならない。なお、規制範囲は歩車道を含めた全幅とする。

京都市道路工事調整会規約施行細則

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000003649.html>

・年末年始規制

規制種別	規制路線及び地域	規制期間	規制内容
年末年始規制	幹線道路	12月20日～1月5日	規制期間中は、新たな工事に着手し、又は工事区域を拡大してはならない。ただし、道路の仮復旧等、一般交通に開放するための工事はこの限りでない。

第9条（支障物件等）

本工事区間内の支障物件は下表のとおりである。受注者は各企業との連絡を十分行うこと。また、移設時期等を延期するような場合は設計変更の対象とする。

支障物件	管理者	位置	企業者との協議	移設期間	工事方法	立会
下水管・水道管・ガス管・NTT等の人孔	上下水道局、大阪ガス、その他（各埋設企業者）	各所	未	別途調整	高さ調整	別途調整

第10条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工箇所	3 名	交通誘導警備員 B 3 名	昼 間	無
施工箇所	6 名 (交代要員 1 名含む。)	交通誘導警備員 B 5 名	夜 間	有

2 上表において交替要員を有としている配置場所については、作業中は交通誘導警備員を常時配置するものとし、休憩時等における交替要員を考慮するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第 1 1 条 (材料確認)

受注者は、次表の材料・資材・製品について、監督職員が臨場のうえ、材料確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に材料等の名称・規格等を記載すること。

受注者は、監督職員が材料確認のために臨場した際、当該材料等の製造者が発行する品質を証明する資料（見本を含む）との照合、搬入された材料等の外観（角欠け、ひび割れ等）、形状、寸法及び数量等の確認を受けなければならない。

ただし、監督職員の確認が机上となる場合、受注者は、当該材料等の外観、形状、寸法（幅、長さ、高さ）及び搬入数量等が判別できる写真記録等の資料（納品書、納品伝票も可）を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該材料等を使用して工事を実施してはならない。

土木工事施工管理基準「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料

材 料・製 品	備 考
プレキャストコンクリート製品 (JIS I 類、JIS II 類含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)
アスファルト合材 (排水性舗装、透水性舗装、プラント再生舗装含む)	「品質管理基準及び規格値」 (区分・項目・方法・頻度)

監督職員の指定に基づき実施する材料・資材及び製品
(「品質管理基準及び規格値」に基づき実施する製品及び材料以外)

工種・種別等	細 別	材 料・資 材・製 品
排水性舗装工	表層（車道・路肩部）	導水パイプ内径φ30(耐熱性樹脂製)
集水柵・マンホール工	街渠柵上部改修	鋼製グレーチング 110° 開閉 (T-25、400×500 用)
道路付属物工	車線分離標	H=800

第 1 2 条 (受注者の臨場)

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第13条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
 （「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 時 期
舗装打換え工	不陸整正	不陸整正完了時の状況
切削オーバーレイ工	切削オーバーレイ	切削完了時の状況

第14条（品質管理試験）

本工事の施工に伴う品質管理試験の項目や規格値等については、土木工事施工管理基準（品質管理基準及び規格値）に記載しているが、次表の工種、品目・規格等、試験項目における具体的な試験時期・頻度は、同表に記載のとおりとする。

工種	品目・規格等	試験項目	試験時期・頻度	備 考
セメント・コンクリート	レディミクストコンクリート 18-8-25(20)BB、 18-8-40BB	塩化物総量規制	打設前、1回※1	約3m3
		単位水量測定	〃	〃
		スランプ試験	〃	〃
		空気量試験	〃	〃
		圧縮強度試験	〃	〃
アスファルト舗装	ポラスアスファルト混合物(13) t=50mm	現場密度試験	10箇所※2	3,000超～10,000m2
アスファルト舗装	再生粗粒度 アスファルト混合物(20) t=50mm	現場密度試験	10箇所※2	3,000超～10,000m2
上層路盤	再生瀝青安定処理(25) t=150mm	〃	3箇所※2	100～3,000m2

※1：1工種当たりの総使用量が50m3未満で、かつ、JISマーク表示認定工場の品質証明書を提出できる場合は、試験を省略することができる。

※2：対象面積が100m2以下は試験を省略でき、100～3,000m2は3か所、3,000超～10,000m2は10か所で試験を行うこと。また、10,000m2越は10,000m2ごとに10か所で試験を行うこと。

なお、同じ材料で施工厚さが異なる場合は、それぞれの厚さごとに実施個数を定めること。

4 建設副産物に関する事項

第15条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備考
コンクリート殻 (無筋)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都府綴喜郡井手町大字井手小字久保48番1他	設計運搬距離 L = 24.3 km
アスファルト殻 (掘削)【夜間】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L = 7.7 km
アスファルト殻 (切削)【夜間】	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路松林町18番地の1、19番地	設計運搬距離 L = 7.7 km

2 舗装切断時に発生する濁水及び粉塵

受注者は、舗装切断時に発生する濁水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

また、受注者は、濁水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、濁水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、産業廃棄物として「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理しなければならない。

当初設計には濁水及び粉塵の収集運搬及び処分に掛かる費用は計上していない。濁水処理費等が必要な場合は、設計変更の対象とする。

3 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備考
建設発生土 【夜間】	(指定地処分) 株式会社 洛東建設 京都市南区吉祥院長田町 517	設計運搬距離 L = 3.0 km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそれがある場合
- (3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

4 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設の中から積算上の2番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第5編及び公共物GISに掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 スクラップについて

本工事の施工により発生するスクラップは、下表の条件で積算している。

なお、搬出先は必要な許可を有するものとし、その証明書の写し（搬出先を変更したときのみ）と処分量を明記した証明書（受入確認書等）を監督職員に提出すること。

建設副産物	受入場所	備 考
スクラップ (へビーH2)	京都市南区上鳥羽鉾立町 1	設計運搬距離 L = 1.2 km

第 16 条 (特定建設資材の分別解体等及び再資源化等)

(1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(最終改定令和 4 年 6 月 17 日)(以下「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

分別解体等の方法

	工 程	作業内容	分別解体等の方法
工程ごとの作業内容及び解体方法	①仮設	仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

※ 特定建設資材廃棄物を排出する場合、再資源化施設等の所在地については、本特記仕様書に示す「建設副産物の適正処理について」に記載のとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第 18 条に基づき、以下の事項を別に定める 18 条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18 条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第17条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の45日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の14日前までに提出すること。

第18条（受注者希望型におけるICT活用工事の試行）

- 1 本工事は、「京都市建設局ICT活用工事試行方針（案）」（令和6年2月）（以下「試行方針」という。）及び「京都市建設局ICT活用工事試行要領（案）」（令和6年2月）（以下「試行要領」という。）の内容に従いICT活用工事を試行できる。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「高度情報化」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000290097.html>)

- 2 試行の対象工種は「試行方針」に定めた工種とし、「試行要領」の対象工種の詳細に基づき、ICT活用工事を試行できる。
- 3 受注者が試行を希望する場合、契約後施工計画書の提出までに、受注者はICT活用の効果、具体的な工事内容・数量及び対象範囲について、発注者へ提案、協議を行うこと。発注者と協議が整った施工プロセス①～⑤の全て又は何れかの段階で、ICT施工技術を活用できる。

なお、試行の対象工種が土工、舗装工、舗装工（修繕工）の場合は、施工プロセス①、②、③又は②、④、⑤を含む3つ以上の施工プロセスの活用を基本とし、その他のプロセスを含め協議にり選定できる。

- ① 3次元起工測量
 - ② 3次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 4 ICT活用工事の費用については、当初は計上せず、発注者との協議が整った各施工プロセスの段階を設計変更に必要な経費を計上する。受注者は設計変更に必要な見積書を提出すること。
 - 5 「試行要領」により有効に試行したことが認められた場合は、工事成績の「創意工夫」及び「工事特性」の項目で加点評価する。ただし、①3次元起工測量の1プロセスのみの活用は除く。

第19条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第20条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

（2） 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

（3） 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

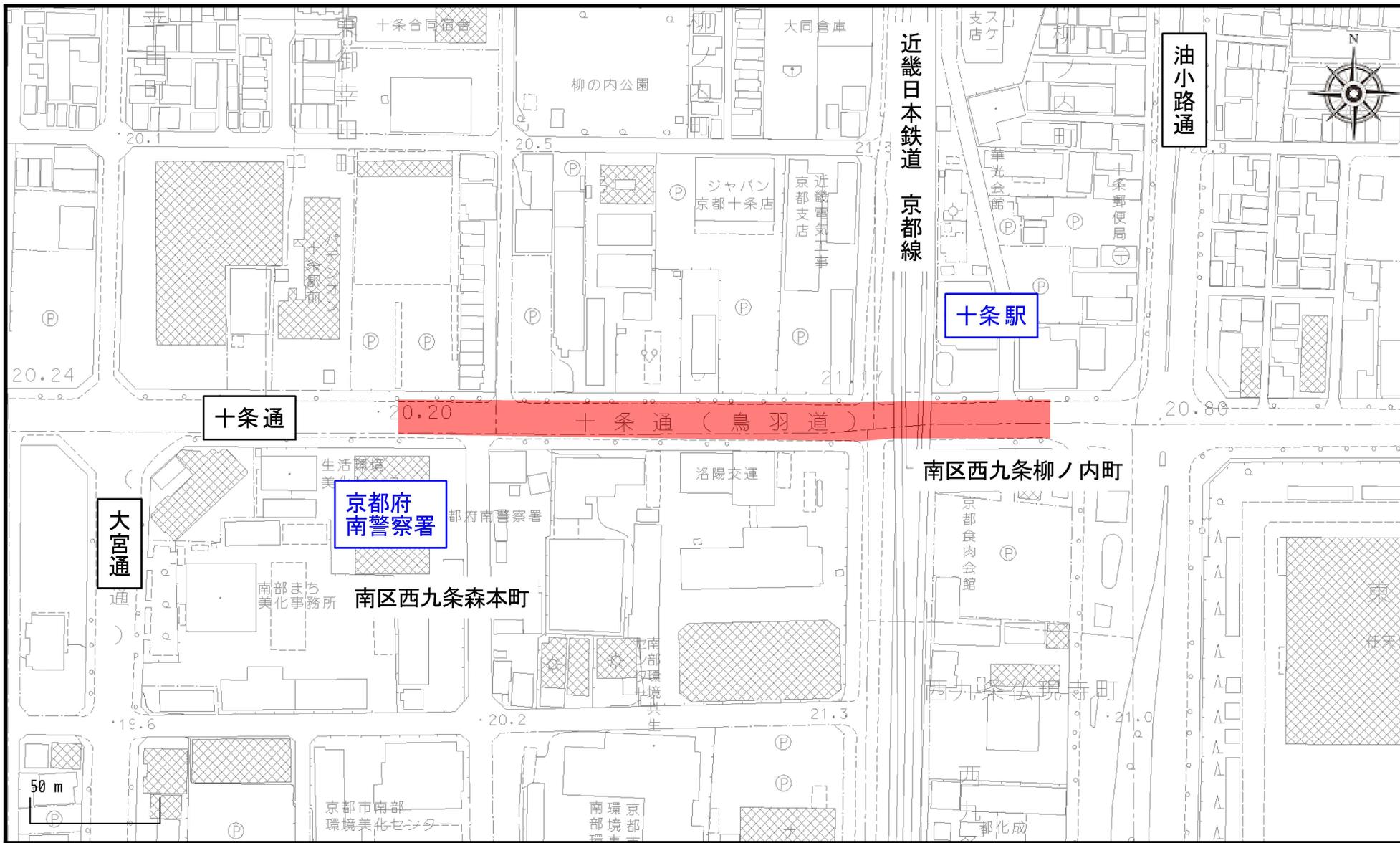
なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

（4） 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第21条（その他の特記事項）

- 1 受注者は、必ず着工前に工事ビラを工事箇所の周辺住民等に配布すること。なお、様式等は監督職員の指示に従うこと。
- 2 現道上で工事を行う場合は、工事期間、道路占用形態などについて施工前に所轄警察署等の関係機関と協議する必要があるため、受注者は協議に必要な資料等を監督職員に提出すること。
- 3 工事中の渋滞を緩和するため、迂回看板を工事箇所周辺に設置すること。設置枚数、場所については、事前に監督職員と協議して決めること。なお、費用は共通仮設費率に含まれている。
- 4 受注者は工事着手に先立ち、地下埋設物などの占用物件の設置位置を把握し、占用物件の管理者と密接に連絡を取り、占用物件の破損及び占用物件に起因する事故の防止に努めること。また、人孔の高さ調整については、関係企業への人孔高さ調整依頼資料を工事着手前に提出すること。
- 5 地域住民等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に連絡し、その指示に従うこと。
- 6 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、沿道住民に迷惑をかけること。
- 7 受注者は、実施工程及び次週の予定工程を記載のうえ、週間工程表を作成し、毎週木曜日17時までに監督職員に提出すること。また所管消防署へも同様に提出を行うこと。



■ 施工箇所